

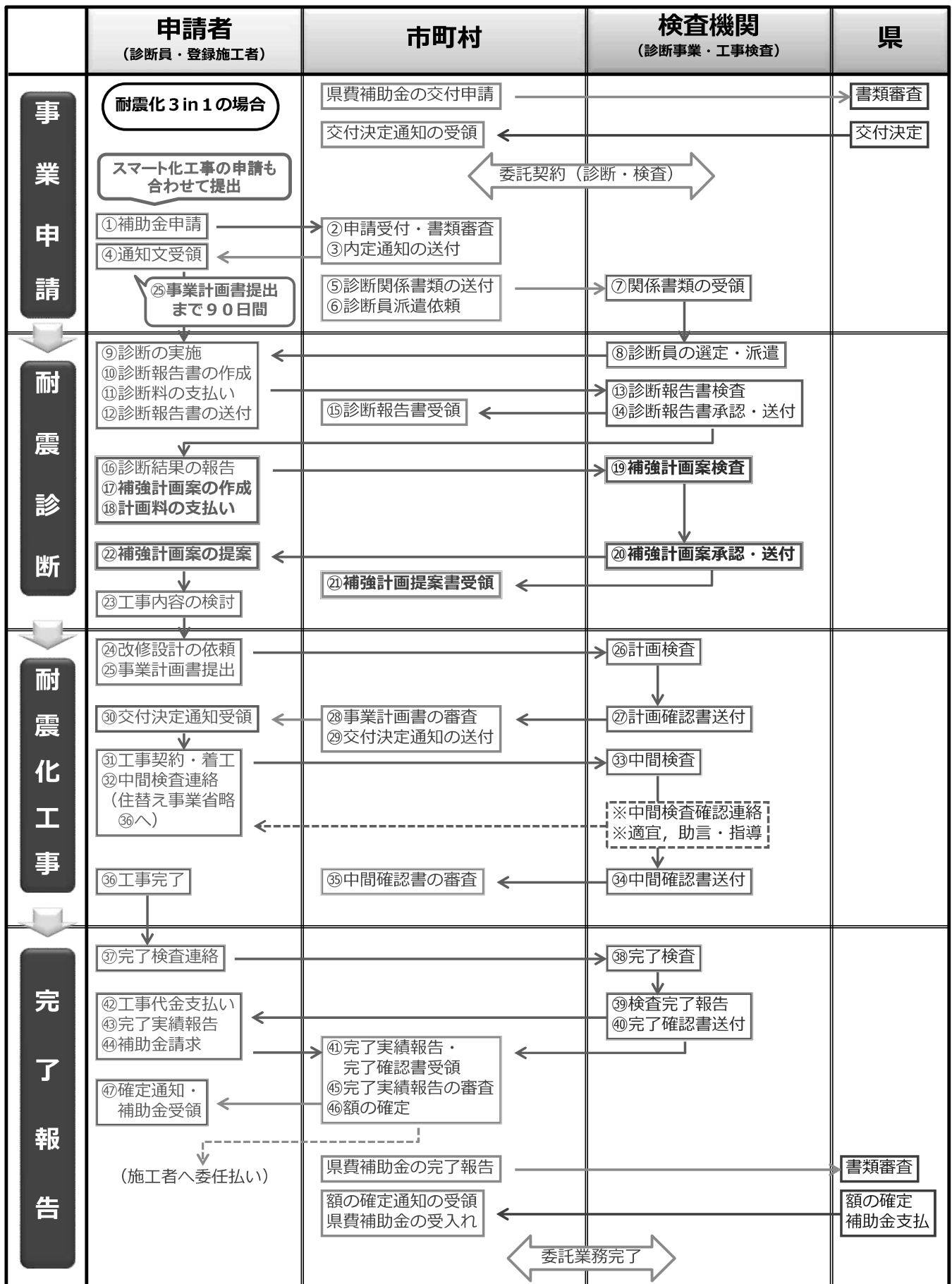
**2022**

**徳島県木造住宅耐震化促進事業マニュアル**

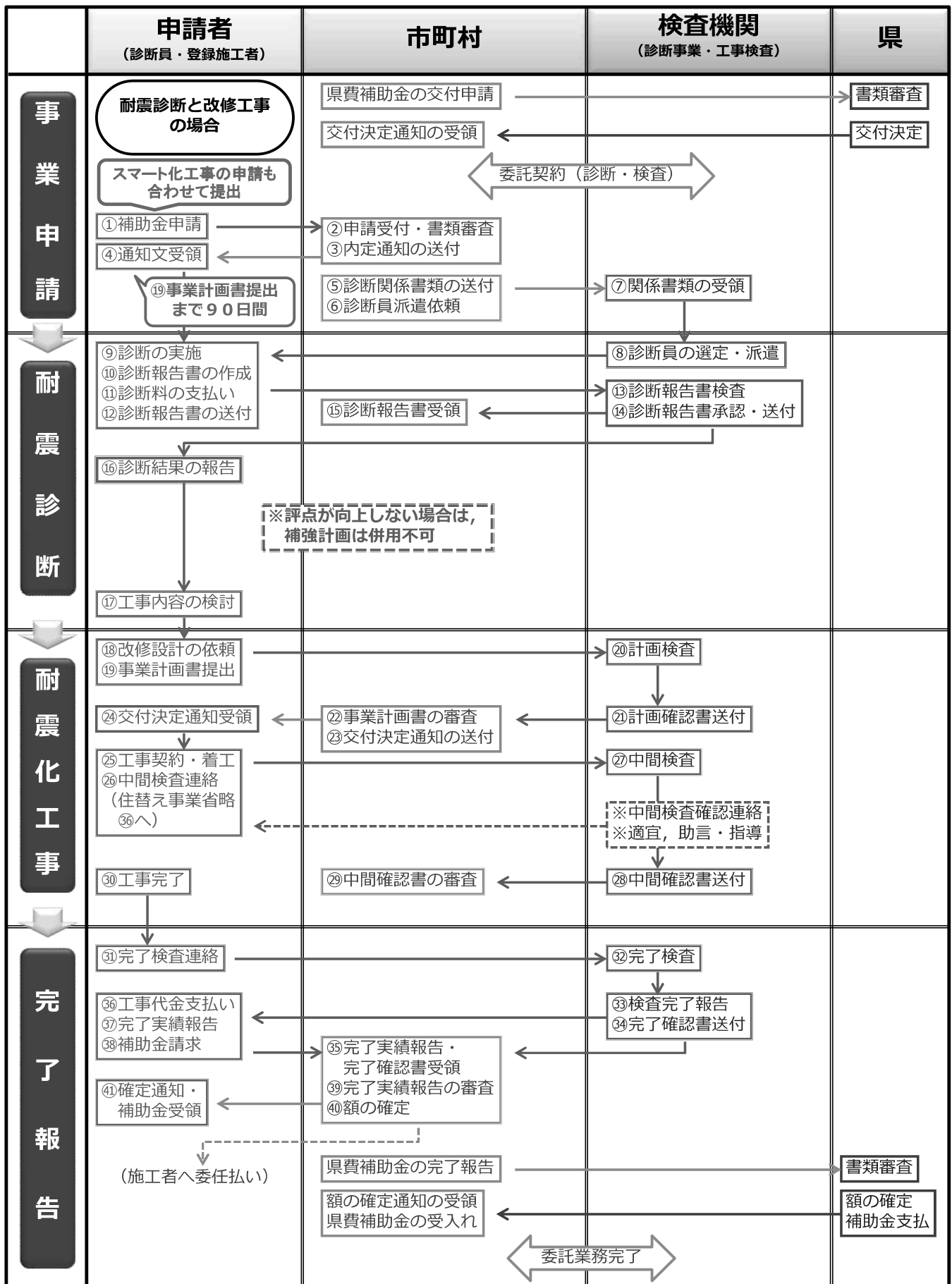
## ■用語の定義

- 2022マニュアル 本マニュアルをいう。2022年以降において、以前発行されたマニュアルと不整合な点がある場合、本マニュアルの内容を優先する。
- 2018マニュアル (一財) 建防協発行の2012改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて2016年に改定したマニュアルをいう。
- 2016マニュアル 上記同様に2016年に改定したマニュアルをいう。
- 2014マニュアル 上記同様に2013年に作成したマニュアルをいう。
- 2009マニュアル 上記同様に2004版「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて2009年に作成したマニュアルをいう。
- 2004マニュアル 本県の木造住宅耐震診断・耐震改修事業を開始するため2004年に作成したマニュアル等をいう。
- (一財) 建防協 一般財団法人日本建築防災協会の略称。建築の防災等に関する調査研究、技術評価等を行うことを目的として設立された。
- 2021診断法 2022マニュアルにおける診断法。診断プログラムWee2012 (Win10) 表3.1ルートと本県独自の工夫を加えたエクセル版様式から成り、補強設計の評価方法には、これに対応した「2021改修設計法(四分割法)」または「2021改修設計法(四分割法)」がある。
- 改定2014診断法 2018マニュアルにおける診断法。診断プログラムWee2012と本県独自の工夫を加えたエクセル版様式から成り、補強設計の評価方法には、これに対応した「改定2014改修設計法」がある。
- 2014診断法 2014マニュアルにおける診断法。診断プログラムWeeと本県独自の工夫を加えたエクセル版様式から成る。
- 2009診断法 2009マニュアルにおける診断法。診断プログラムWeeと本県独自の工夫を加えたエクセル版様式から成る。
- 2004診断法 2004マニュアルにおける診断法。診断プログラム「我が家の耐震チェック」と本県独自の工夫を加えたエクセル版様式から成る。
- 新耐震 昭和56年6月1日に施行された建築基準法構造関係規定をいう。また、これより前の規定を「旧耐震」といい、平成12年6月1日以降の規定を本マニュアルでは「現行規定」という。
- 事務局 県及び市町村の委託を受けて、木造住宅耐震化促進事業に関する補助事業の運営を担う公益社団法人徳島県建築士会をいう。
- 促進委員会 本県の古い木造住宅の耐震化を促進するために、徳島県木造住宅耐震化促進委員会運営規定に基づき設立された委員会をいう。

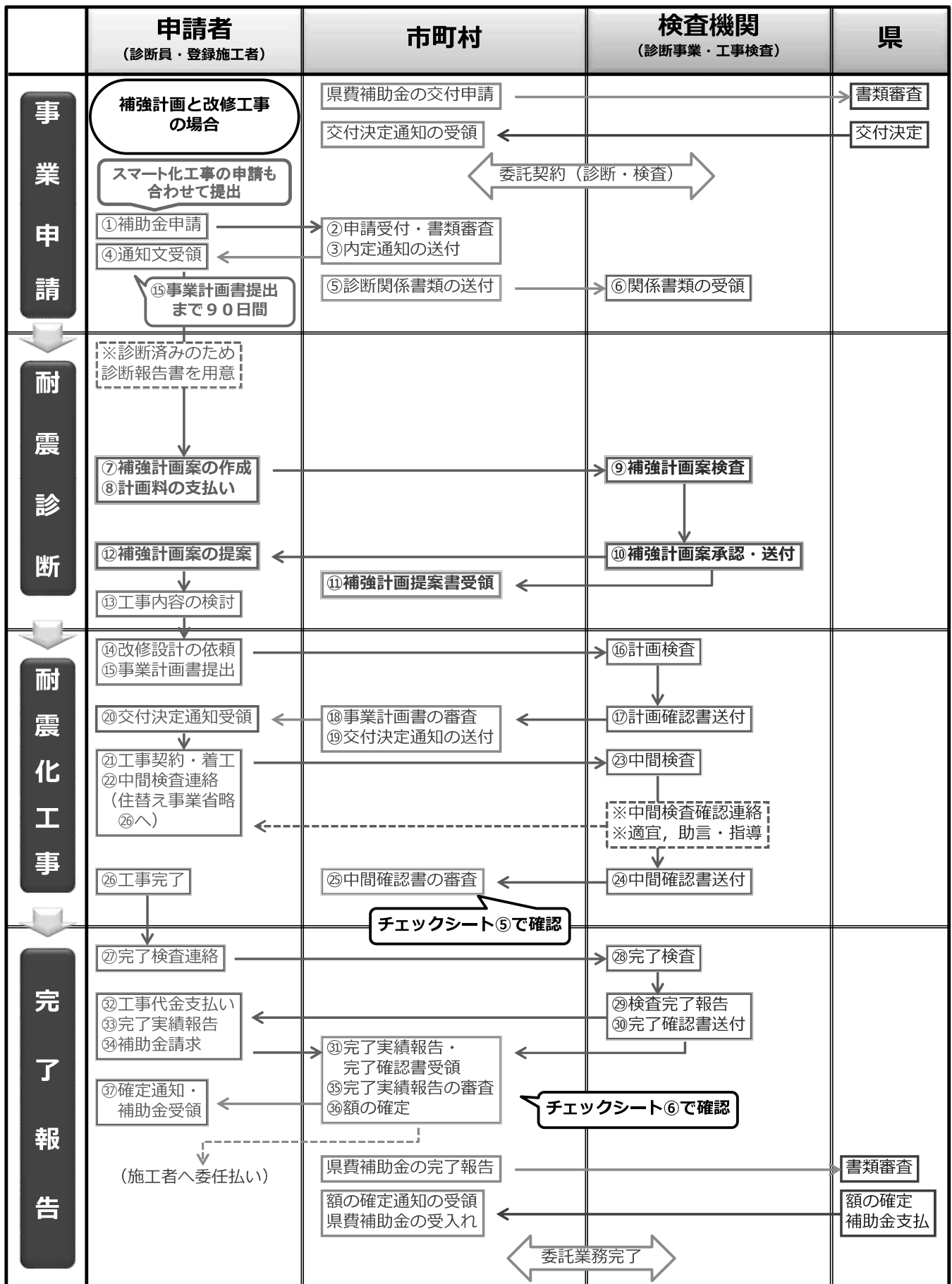
# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（バック版①）



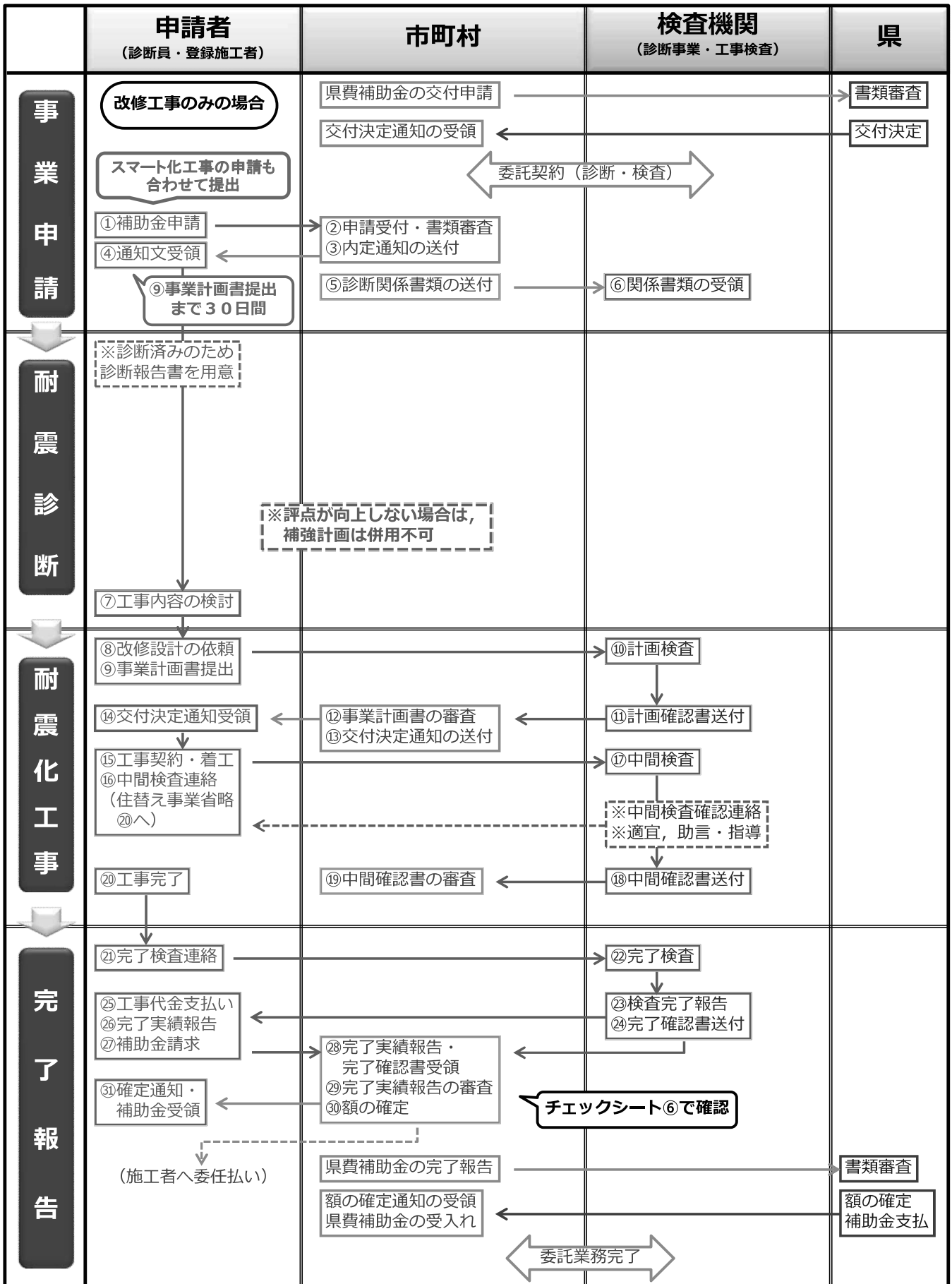
# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（バック版②）



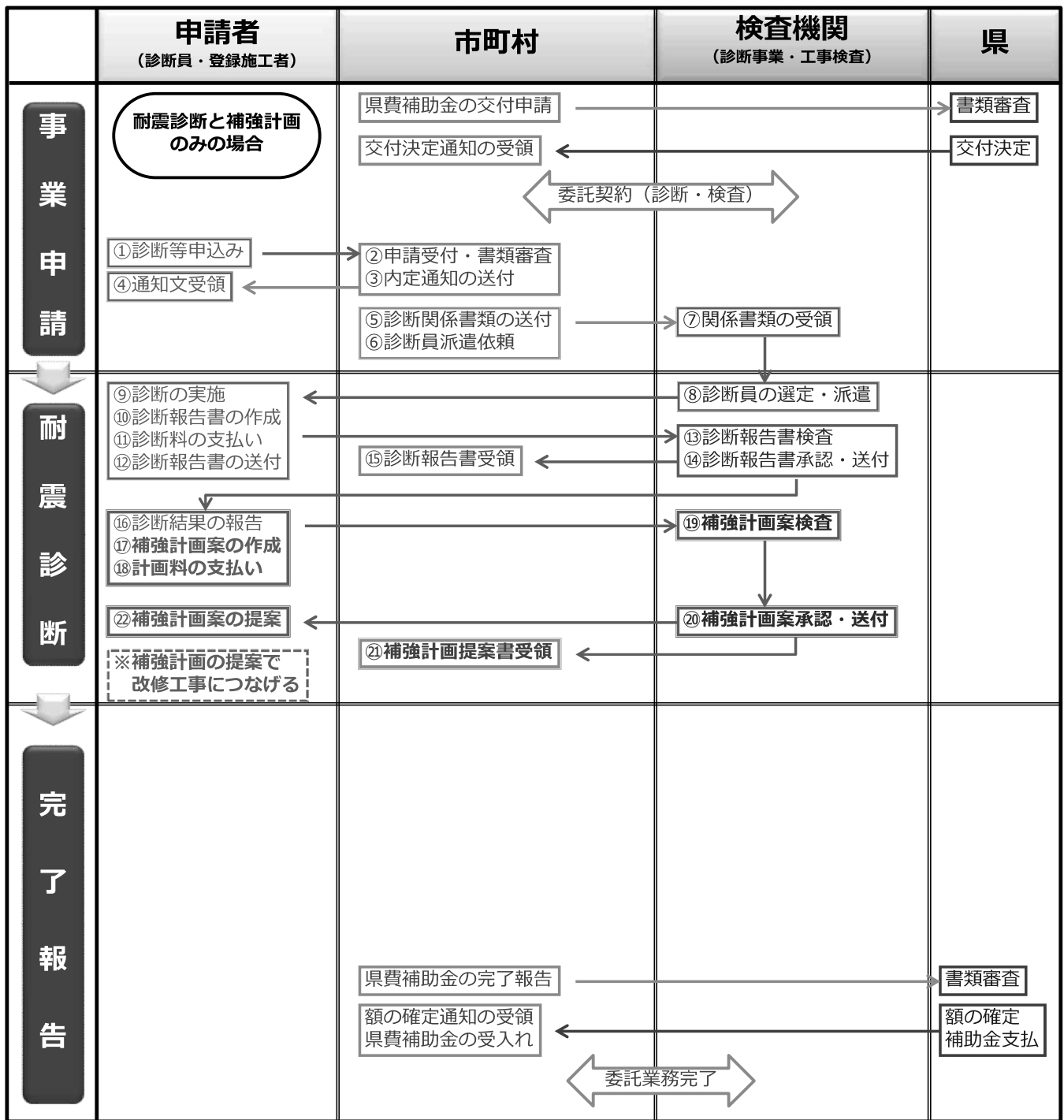
# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（バック版③）



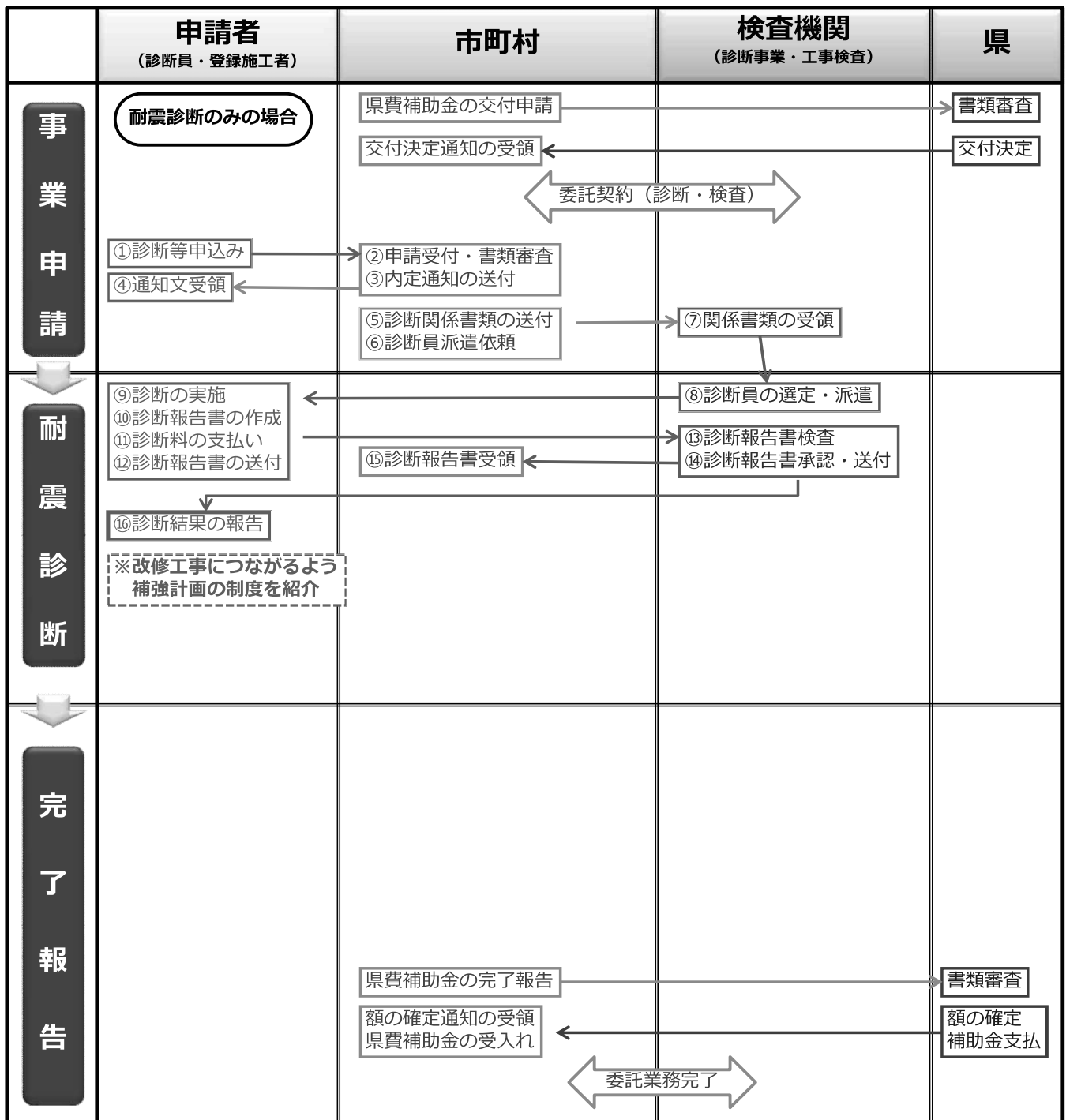
# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（ノンパック版）



# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（診断等のみ版①）

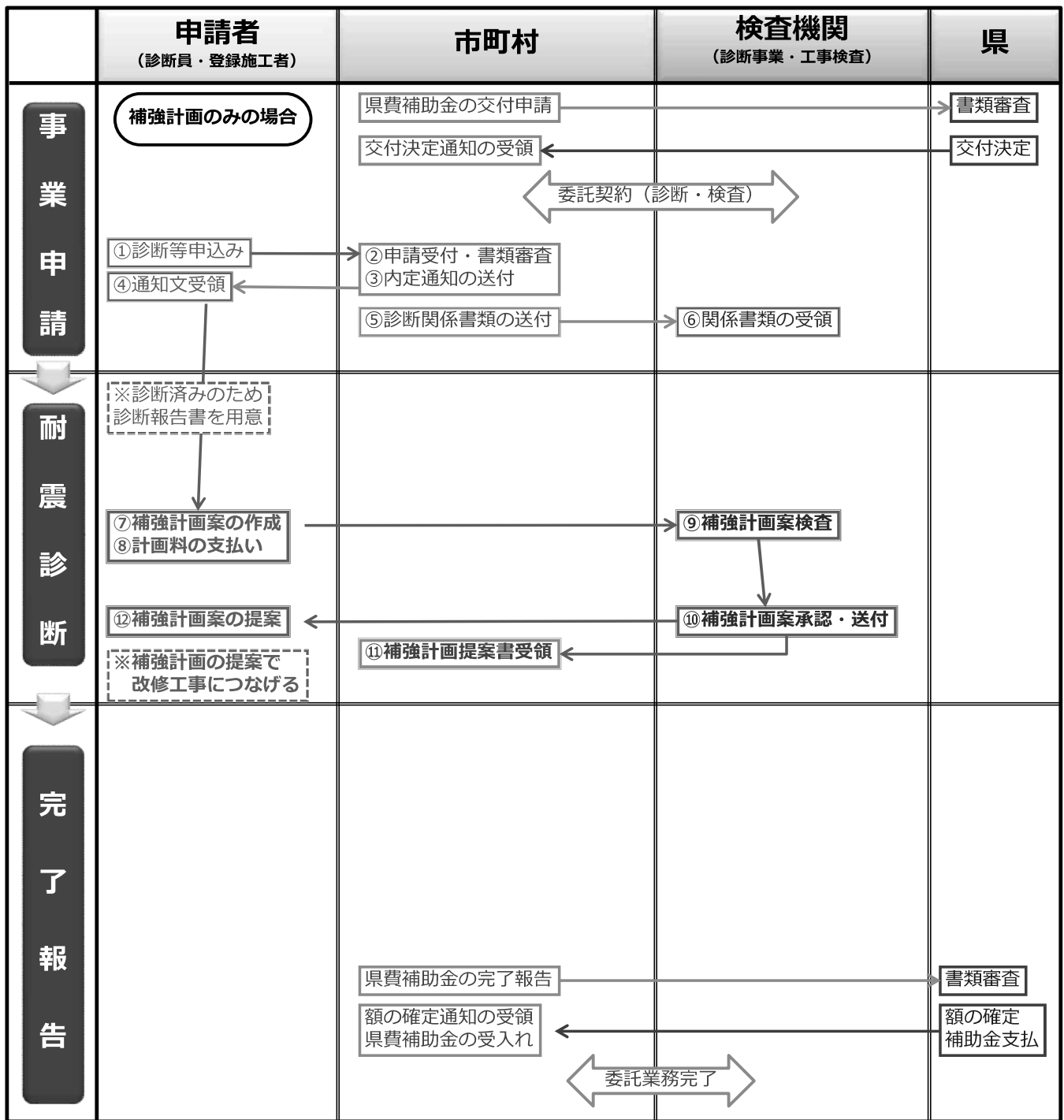


# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（診断等のみ版②）





# 令和4年度木造住宅耐震化促進事業・手続きフロー（診断等のみ版③）



# 目次

## ■用語の定義

・令和4年度手続きフロー

第1部	各事業の要件・取扱基準等	1
第1章	木造住宅耐震化促進事業の概要	1
第2章	各関係者の役割・要件等	2
第3章	木造住宅耐震診断支援事業	5
第3章-2	木造住宅耐震診断（補強計画）支援事業	10
第4章	木造住宅耐震改修支援事業	14
第5章	耐震シェルター設置支援事業	20
第6章	スマート化支援事業	21
第7章	住宅の住替え支援事業	23
第2部	各事業の手順	25
第1章	木造住宅耐震診断支援事業の手順	27
第2章	木造住宅耐震改修支援事業の手順	40
第3章	住宅の住替え支援事業の手順	50
第3部	耐震診断・補強計画の実施要領	57
第1章	耐震診断の実施要領	57
第2章	補強計画の実施要領	109
第4部	耐震改修等の実施要領	132
第1章	事業計画書作成要領	132
第2章	改修設計・改修工事の注意点	144
第3章	参考図面集	147
第4章	耐震改修設計例	157
第5部	各種検査等の受け方	179
第1章	各種確認書の記入方法	179
第2章	工事写真集の作成法等	191
■参考資料1	：各種様式等	195
■耐震診断等申込書・補助金交付申請書等	■補強計画聴き取りチェックシート	
■各種確認書（計画・中間・完了）	■耐震シェルター設置に関する基準	
■参考資料2	：2012版建防協マニュアル（抜粋）	221
■参考資料3	：四国臨海平野地盤図	259
■参考文献等		



## 第2章 各関係者の役割・要件等

### 1. 耐震診断員

#### (1) 耐震診断員の役割

---

■耐震診断員は、木造住宅耐震化促進事業において以下の役割を担う。

1. 耐震診断事業において耐震診断を行うこと
  2. 補強計画事業において補強計画を作成すること
  3. 耐震改修事業、シェルター事業及びスマート化事業において、耐震改修等の設計を行うこと
- 

#### (2) 耐震診断員の要件

---

■耐震診断員は、以下の2つの要件を満たした者である。

1. 徳島県に、建築士法に基づき登録している建築士事務所に所属する建築士
  2. 徳島県が実施する講習会を受け、県に登録した者
- 

◇耐震診断業務は、専門性の高い設計業務と捉えられることから、耐震診断員は建築士事務所に所属する建築士に限定する。

◇耐震診断員は、本マニュアルに基づいて県が実施する講習会を受講した者で、県に登録した者である。

#### (3) 耐震診断員に求められる責務等

---

■耐震診断員は、耐震診断業務の目的をよく理解し、適切かつ誠実に業務を実施しなければならない。

■耐震診断員は、耐震診断業務の目標である耐震改修等の促進に努める。

---

◇耐震診断員は、新たな資格ではなく、建築士が耐震診断業務を行うときの呼称であることに注意する。

◇耐震診断員は、対象住宅について申請者から希望があった場合は、耐震改修工事以外のリフォーム工事についての一般的な助言等を行うことができる。

◇耐震診断員は、申込者への診断報告書や補強計画提案書の説明時において、県作成パンフレット等を利用して、補強計画事業、耐震改修又は建替への取り組みを勧める。

## 2. 施工者

### (1) 施工者の役割

---

- 施工者は施工者等と解体事業者等であり、取り組むことができる事業種別がそれぞれ決められている。
  - 施工者等は、耐震改修事業、シェルター事業及びスマート化事業において、それらの耐震改修設計及び改修工事等を行うことができる。
  - 解体業者等は、住替え事業において、その解体工事を行うことができる。
- 

### (2) 施工者の要件

---

- 施工者等は、所定の県主催の講習会を受講し、県に登録した者である。
  - 解体業者等は、以下の2つの要件を満たした者である。
    1. 徳島県内に本店または営業所を有する事業所に属する者
    2. 建設業許可または解体工事業登録をした事業所に属する者
- 

- ◇施工者等は、本マニュアルに基づいて県が実施する講習会を受講した者で、県に登録した者である。
- ◇解体業者等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の第21条の規定を守る。
  - : 解体工事業を営もうとする者は、請け負おうとする解体工事の規模や額にかかわらず、工事をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- ◇施工者等・解体業者等については以下の建設業法の規定に注意を要する。
  - : 500万円以上の建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事）を請け負おうとする場合は、建設業許可が必要。

### (3) 施工者の責務等

---

- 施工者等及び解体業者等は、木造住宅耐震化促進事業の趣旨をよく理解し、適切かつ誠実にその業務を実施しなければならない。
- 

- ◇施工者は、事業計画書の内容を十分に理解した上で、申請者等の意向等を踏まえた施工計画・工程表に従い円滑に工事を行う。
- ◇また、施工者は、工事検査員の指摘等に対して誠実に対応し、また、工事中の検査の日程調整についても適切に行う。

### 3. 耐震化工事検査員

#### (1) 耐震化工事検査員（以下「検査員」という）の役割

---

■検査員は以下の検査を行う。

1. 耐震診断報告書の検査
  2. 補強計画提案書の検査
  3. 耐震改修事業、シェルター事業及び住替え事業の事業計画書の検査
  4. 耐震改修事業及びシェルター事業の工事中における中間検査及び完了検査
  5. 住替え事業の完了検査
- 

◇検査員の業務に関するポイントは以下のとおり（第2部の手順参照）。

- ①全ての事業に担当の検査員1名が付く。
- ②耐震診断報告書及び補強計画提案書については、検査員は診断員から提出された原案をチェックし、修正等を繰り返し、完成品の確認までを担う。
- ③耐震改修事業等の事業計画書に対しては、検査員は診断員から提出された原案をチェックし、修正等を繰り返し、完成品の確認までを担う。
- ④耐震改修事業等の工事中には、中間検査（住替え事業では無し）と完了検査を行い、不適切部分の指摘等とその修正を確認する等の役割を担う。

#### (2) 検査員の要件

---

■検査員は、徳島県木造住宅耐震化工事検査員登録要綱に基づき、県に登録した者である。

---

#### (3) 検査員の責務等

---

■検査員の派遣先は、「第三者性・客観性」に配慮して事務局が決定する。

■検査員は、検査業務の目的をよく理解し、適切かつ誠実に業務を行わなければならない。

---

◇検査員の業務の目的は以下のとおりである。

- ・診断員、設計者及び施工者に対して的確な検査等を行うことにより、当該耐震診断および耐震改修工事等を適切なものとする
- ・市町村に対して技術的観点からの助言等を行い、支援すること

◇検査員は、対象住宅の耐震診断業務、改修設計業務及び工事を行ってはならない。

## 第3章 木造住宅耐震診断支援事業

### 1 耐震診断事業の概要

項目	主な補助要件等
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の木造住宅で、過去に耐震診断事業による診断を行っていないもの (注)</li> <li>[建設時期] 平成12年5月31日(基準日)以前に着工されたもの</li> <li>[構造] 木造(1階非木造の立面的混構造のもの木造部分を含む)</li> <li>[構法] 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法等</li> <li>[階数] 3階まで</li> <li>[建て方・用途・所有関係]</li> <li>借家等の場合を除き原則として無関係。ただし、併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上の部分が住宅の用に供するものに限る</li> </ul>
耐震診断実施者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断員が実施(検査員は耐震診断員が作成した報告書原案等を検査)</li> </ul>
診断手法・成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断法は以下の2つ</li> <li>①Wee2012及びエクセル版により上部構造評点を算出する「改定2014診断法」</li> <li>②Wee2012(Win10)・表3.1ルート及びエクセル版により上部構造評点を算出する「2021診断法」</li> <li>・ 成果物は①又は②のWee2012計算書とエクセル版で構成された診断報告書</li> </ul>
実施手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態調査を含む定められた手順で実施</li> </ul>
申込者の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断費用のうち、申込者が0円又は3,000円(長屋・共同住宅の場合は戸建て住宅の倍)を負担</li> </ul>
診断員の報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務完了後、所定の時期に所定の報酬を受け取る (報酬の一部を現地調査完了時に受領する場合あり)</li> </ul>

(注) 2004診断法や2009診断法により診断を行った木造住宅で、以下のものは再度耐震診断事業に取り組むことが可能。

- 1) 経過年数が大きいもので、市町村が認めたもの
- 2) 補強計画事業に取り組むもの

## 2 耐震診断事業の補助項目

ここでは、対象住宅及び診断手法・成果物に関する補助要件等を示す。

### (1) 対象住宅

■以下の要件をすべて満たした木造住宅で、過去に耐震診断事業による診断を行っていないもの（注）

◇建設時期：平成12年5月31日（基準日）以前に着工されたもの

◇構造：木造（1階が非木造の立面的混構造のもの木造部分を含む）

◇構法：在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法等

◇階数：3階まで

◇建て方・用途・所有関係

：借家等の場合を除き原則として無関係。ただし、併用住宅の場合はその延べ面積の1/2以上の部分が住宅の用に供するものに限る。

（注）前ページ表の欄外（注）参照

### (1) - 1 対象住宅に関する注意点等

#### ①建設時期

1. 基準日以降の住宅部分も診断対象となることがある。

2. リフォームを加えていても診断対象とすることができる。

◇建築基準法における木造住宅の耐震診断規定の変遷（概要）は下表のとおり（基準日（◆）に規定が大幅に改正されている）。

年・規定	建築基準法における主要な構造規定等	備考
「旧耐震」 ◇S56.5.31	対象建設時期 	[住宅金融公庫仕様書規定] ・布基礎は鉄筋コンクリート造を「標準」（昭和60年） *筋かい金物等の一部金物使用開始（平成以降）
◆H12.5.31		
「現行規定」	・耐力壁の配置(1/4分割) ・筋かい端部及び柱頭・柱脚の接合金物の設置	

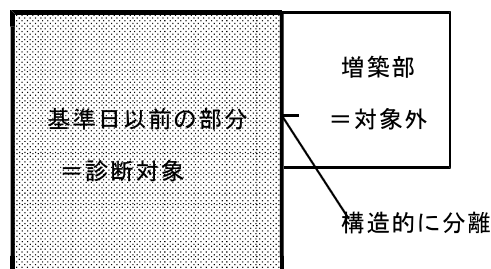


◇ (1. の解説) 基準日以降に増築された住宅は次のように取り扱う。

イ) 構造的に一体化している場合は、全体が診断対象

ロ) 構造的に分離している場合は、基準日以前の部分のみが診断対象(右図)

◇ (2. の解説) 基準日以降に構造耐力上主要な部分を含むリフォームを行っているものでも全体を診断対象とする。

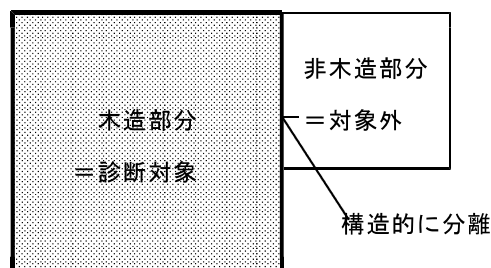


## ②構造・構法・階数

1. 構造的に分離している非木造部分がある住宅の木造部分は診断対象とすることができる。
2. 増築した場合も同様の判断基準で診断の可否を下す。
3. 立面的混構造の場合は、非木造部分の取扱いに注意が必要である。
4. 内部にある小規模な非木造部分は「すべて不明」壁として取り扱う。

◇ (1. の解説) 平面的な混構造のものは対象外。ただし、構造的に分離している場合、木造部分のみを診断対象とする(右図)。

◇ (2. の解説) 外観上は一体の木造建築物だが、増築等により構造的に分離している場合は、日常生活を主にしている部分を診断対象とする。



◇ (2. 関連の解説) 渡り廊下で繋がっているなど、地震時に別々に動く判断できる場合は、構造的に別建物とみなし、どちらか一方を診断対象とする。

◇ (3. の解説) 1階が非木造で上階部分が木造の立面的な混構造の場合は、上階の木造部分が診断対象となるが、その場合以下のことに配慮する。

イ) 1階の非木造部分は診断対象外であることを診断報告書に明記する。

ロ) 耐震改修時には非木造部分の安全確認が必要で、そのための設計及び改修工事に要する費用が小さくないことも申込者に説明する。

◇ 全体が木造で、柱や梁などの一部を鉄骨としている場合は、全体を木造とみなし診断対象とすることができる。

◇ (4. の解説) 木造住宅内部の浴室・トイレなど一部が非木造の場合の取扱は次のとおりとする。

- イ) 非木造部分が10㎡程度までの場合は、全体を木造とみなし、その非木造部分の壁基準耐力は、「すべて不明」の壁 ( $F_w=2.0\text{kN/m}$ ) とする。
- ロ) 非木造部分が多い場合は平面的混構造となり、全体が診断対象外となる。
- ◇ 掘込み車庫の上に立つ木造住宅は、RC造の車庫部分を地盤とみなして上部の木造部分を診断対象とする。

### ③建て方・用途・所有関係

- 
1. 長屋や共同住宅の場合の取扱には注意を要する。
  2. 敷地内に複数の建物がある場合、原則として母屋を診断対象とする。
- 

- ◇ (1. の解説) 長屋及び共同住宅の場合の取扱は以下のとおりとする。
- イ) 各住戸が持家の場合は、原則として全戸の所有者が連名で診断を申し込む
- ロ) 各住戸が借家の場合は、所有者が居住者の同意を得て診断を申し込む
- ◇ (2. の解説) 敷地内に複数の建物がある場合の取扱は以下のとおりとする。
- イ) 母屋と離れがある場合は、原則として母屋を診断対象とする
- ロ) ただし、2世帯がそれぞれの建物に分かれて暮らしている場合は、各世帯それぞれが申し込むことができる

### (2) 診断手法・成果物

- 
1. 耐震診断事業における診断手法は以下の2つに限定する。いずれも建防協マニュアルの「一般診断法」に基づいた手法である。
    - ①改定2014診断法  
: 診断プログラムWee2012及びエクセル版により上部構造評点を算出
    - ②2021診断法  
: 診断プログラムWee2012 (Win10)・表3.1ルート及びエクセル版により上部構造評点を算出
  2. 耐震診断の成果物である耐震診断報告書は、次の2つで構成する。
    - 1) 上記①又は②の診断プログラムWee2012による計算書
    - 2) 上記の診断結果を基に本県独自の工夫等を加えたエクセル版
  3. エクセル版に加えた本県独自の工夫等は以下の2つの補正である。
    - イ) 一般診断法に精算法を加味した「診断プログラムWee2012」の上部構造評点の補正
    - ロ) 同様に、小屋裏がある場合及び短辺幅による上部構造評点の補正
- 

- ◇ (1. の解説) 2012改訂本 (建防協発行) において、「一般診断法」は、建築

士及び建築関係者向けの診断法とされている。一般診断法は、保有耐力診断法等の建築士向けの診断法と比べ、精度面では劣るものの、幅広い建築業界関係者にとって利用可能であることから、耐震診断事業における診断手法は、基本的に同一のものである「改定2014診断法」及び「2021診断法」の2つに限定することとした。

- ◇ (3. のイ)の解説) エクセル版における必要耐力(地震力)を精算法により求める。この結果、本県の本造住宅で一般的な2階の床面積が1階のそれに比して小さい場合に、耐震プログラムWee2012の上部構造評点がエクセル版で補正される(1階では高くなる)。
- ◇ (3. のロ)の解説) 精算法導入に併せて、上部構造評点の適正な算出に繋がる以下のエクセル版における補正も行う。
  - イ. 小屋裏面積が一定程度(直下の床面積の1/8を超える)ある場合の、床面積の補正(必要耐力が増大)
  - ロ. 「短辺幅」による補正(短辺幅が小さいと必要耐力が増大)
- ◇ (3. の解説) この2つの補正は、以降の補強計画事業及び耐震改修事業における上部構造評点の算出においても適用される。
- ◇ 診断報告書のエクセル版は、建築士会のHPにおける「2018マニュアル・Win10対応版」の1～9ページを使用する。

## 第3章－2 木造住宅耐震診断（補強計画）支援事業

### 1 補強計画事業の概要

項目	主な内容
事業の目的	・補強計画を申込者に提案し、耐震改修等に繋げることを通じて本県の耐震改修等を促進する
組合せ可能な事業	・単独で行うことは可能 ・他事業との組合せは以下のとおり（組み合わせられない事業あり） 1)耐震診断事業と組み合わせたタイプ 2)現行のパック版に組み込むタイプ（「耐震化3in1パック」） 3)ノンパック版の耐震改修事業等と組み合わせたタイプ
対象住宅	・耐震診断を行った木造住宅のうち、「改定2014診断法」又は「2021診断法」による上部構造評点（以下「評点」という）が1.0未満（注）等の要件を満たした木造住宅で、過去に耐震改修事業等で補助を受けていないもの
補強計画作成者	・耐震診断員
作成手法・成果物	・作成手法は、以下の4つの手法のいずれかにより作成する ①改定2014改修設計法に準じた手法 ②2021改修設計法（四分割法）に準じた手法 ③2021改修設計法（精算法）に準じた手法 ④同等改修設計法に準じた手法 ・成果物は、Wee2012等の計算書及びエクセル版で構成された「木造住宅耐震補強計画提案書（聴き取りチェックシートを含む）」で、各階・各方向の評点が1.0以上となったもの
実施手順	・耐震診断結果を基に概算費用を含む補強計画を作成し、その結果を申込者に説明し、耐震改修等の実施を勧める（詳細手順は第2部参照）
申込者の費用負担	・申込者の自己負担費用は、市町村により0円又は6,000円（共同住宅等は2倍の額）
診断員報酬	・業務完了後、所定の時期に所定の報酬を受け取る ：自己負担金の必要な市町村では、申込者から報酬の一部である自己負担金を補強計画の着手時に受領する

（注）平成28年度以前の2014診断法等による耐震診断の場合は、改定2014診断法により入力して確認する等の措置が必要となる。また、平成25年度以前に耐震診断を行った住宅は再診断を行い、その評点を基に判断する。

## 2 補強計画事業の要件・取扱基準等

### (1) 組合せ可能な事業

- 
- 当該事業に単独で取組むことは可能である。
  - 他の事業と当該事業の組合せ可能なタイプは、以下のとおり。
    1. 耐震診断事業と組合せたタイプ
    2. 従来のパック版の各種事業に組込むタイプ（「耐震化3in1パック」という）
    3. ノンパック版の耐震改修事業等と組合せたタイプ
- 

◇取組めない組み合わせは、シェルター事業又は住替え事業に取り組む予定のものである。

### (2) 補強計画作成に関する基本方針

- 
- 補強計画は、以下の基本方針で作成する。
    1. 補強計画は、以下の4つの手法のいずれかにより作成する。
      - ①改定2014改修設計法に準じた手法
      - ②2021改修設計法（四分割法）に準じた手法
      - ③2021改修設計法（精算法）に準じた手法
      - ④同等改修設計法に準じた手法
    2. 補強計画は、壁補強についてのものに限定する。
    3. 補強計画は補強後の評点が、各階・各方向とも1.0以上となる計画とする。  
ただし、基礎のひび割れを含む劣化事象は改善されることを前提とする。
    4. 補強計画の概算費用は、本県における過去の補強事例を基に算出する。
    5. 申込者に対して行った「補強計画聴き取りチェックシート（注）」を参考にして補強計画を作成する。 （注）巻末資料編参照。以下同じ
- 

◇（1. の解説）作成手法の概要は以下のとおり。

- ①改定2014改修設計法に準じた手法  
：補強計算モードのWee2012+劣化度低減なし等を前提にしたエクセル版
- ②2021改修設計法（四分割法）に準じた手法  
：補強計算モードのWee2012・表3.1ルート+同上のエクセル版
- ③2021改修設計法（精算法）に準じた手法  
：補強計算モードのWee2012・精算法+同上のエクセル版
- ④同等改修設計法（ホームズ君）に準じた手法  
：補強計算モードのホームズ君計算書（偏心率法）+同上のエクセル版

- ◇ (2. の解説) 評点の向上は、屋根の軽量化等でも可能であるが、補強計画事業は、概算費用の算出根拠を考慮し、「壁補強」についての提案に限定する。
- ◇ (3. の解説) 基礎仕様の判断は、エポキシ樹脂注入等の補修を前提に以下のとおり。
  - ・ ひび割れのある無筋コンクリート造布基礎（基礎仕様Ⅲ）→基礎Ⅱで計画
  - ・ ひび割れのある鉄筋コンクリート造布基礎（基礎仕様Ⅱ）→基礎Ⅰで計画

### (3) 対象住宅

■ 当該事業に取り組むことができる住宅は以下のことを事前に確認したものと  
する。ただし、立面的な混構造の住宅は当該事業の対象としない。

< ケース 1 > 平成 29 年度以降に耐震診断事業を行う住宅

：耐震診断の評点が 1.0 未満であり、かつ、評点が 0.7 以上のときは、劣化度による低減の値を 1.0 としたときの評点が 1.0 未満であること

< ケース 2 > 平成 25 年度以前に耐震診断事業を行った住宅

：再度耐震診断事業を行い、それによる耐震診断の評点が 1.0 未満であり、かつ、評点が 0.7 以上のときは、劣化度による低減の値を 1.0 としたときの評点が 1.0 未満であること

< ケース 3 > 平成 26 ～ 28 年度までの間に耐震診断事業を行った住宅

：「木造住宅耐震補強計画提案書」の「補強計画計算書」の所要の箇所に耐震診断の結果を入力し、その評点が 1.0 未満であること

◇ (各ケース共通)

- ・ 補強計画は、「壁補強」についての提案に限定していることから、劣化度低減のために評点が 1.0 未満になっている住宅（劣化度低減をなくすと評点を 1.0 以上にできるもの）は、当該事業の対象としない。
- ・ 上記の判断は、「事前チェック」として行う必要があることから、ケース別に以下のように対応する。

ケース	ケースごとの対応法・手順
1	①新規に行った耐震診断の評点が1.0未満であることを確認する。 ②評点が0.7以上である場合は、劣化度低減の値を1.0にしても評点が1.0未満であることを確認し、当該事業に着手する。
2	①再度耐震診断事業を行う。 ②その結果に基づき、以降は<ケース1>と同じ過程を経る。
3	・既存の耐震診断報告書を基にして、簡便に事前チェックを行う。 ①2014診断法におけるWee2012の結果（既存の耐震診断報告書に記載）を「木造住宅補強計画提案書」（2）ページの「補強計画計算書」の表①、表②、表③、表④及び表⑦の所定の欄に入力する。 ②次に、表④の右下の「木造最下階の最小値」、すなわち、評点が1.0未満であることを確認して当該事業に着手する。

(注) 当該事業に着手できないときは「補強計画対象外住宅報告書」を事務局に提出。

#### (4) 補強計画の成果物

---

■補強計画の成果物は、以下の構成の「木造住宅耐震補強計画提案書」とする。

1. 表紙（1ページ目・エクセル版）
  2. 耐震補強計画のまとめ（2ページ目・エクセル版）  
：補強計画及び概算費用を示した表を、注意事項等と共にまとめたページ
  3. 補強計画計算書（3ページ目・エクセル版）
  4. 補強計画平面図  
：各階の補強部分とその仕様を明示した平面図
  5. Wee2012等の計算書
  6. 補強計画聴き取りチェックシート
- 

◇（5.の解説）計算書として添付するのは、以下の4つのいずれかとする。

- ①改定2014改修設計法における補強計算モードのWee2012計算書
  - ②2021改修設計法（四分割法）における補強計算モードのWee2012・表3.1ルート計算書
  - ③2021改修設計法（精算法）における補強計算モードのWee2012・精算法計算書
  - ④同等改修設計法（ホームズ君）における補強計算モードの計算書
- ◇当該提案書のエクセル版（1～3ページ）は、建築士会のHPにおける「2018マニュアル・Win10対応版」の12～14ページを使用する。

## 第4章 木造住宅耐震改修支援事業

### 1 補助事業概要

項目	耐震改修事業としての要件
<input type="checkbox"/> 改修設計者	・耐震診断員または施工者等であること
<input type="checkbox"/> 改修工事施工者	・施工者等であること
<input type="checkbox"/> 診断法・評点 (改修前)	・耐震診断の評点(注)が1.0未満であるもの ・耐震診断の診断法は、2004診断法、2009診断法、2014診断法、改定2014診断法、2021診断法のいずれかによること
<input type="checkbox"/> 改修設計法・評点 (改修後)	・改修設計の結果、評点が1.0以上に向上していること ・改修設計法は、下記の4つのいずれかによること ①改定2014改修設計法 ②2021改修設計法(四分割法) ③2021改修設計法(精算法) ④同等改修設計法
<input type="checkbox"/> その他(改修後)	・過去に耐震改修事業等の補助金の交付を受けていないこと ・感震ブレーカーを設置していること(要件としていない市町あり) ・普及啓発活動への協力やエシカル消費への取り組みを行うこと ・高さ1.5m以上の、すべての可動家具を固定すること
<input type="checkbox"/> 補助対象となる 耐震改修工事	・以下の工事等を認める 1)評点を1.0以上にするための耐震改修工事 2)評点を向上させないが耐震性能を高める工事等

(注) 以降第1部において、補助要件に関する「評点」は、木造部分の最下階における2方向の評点のうち小さい値をいう。

### 2 補助対象項目

#### (1) 改修設計者

■耐震改修等の設計は、次のいずれかの者が行わなければならない

- ①徳島県木造住宅耐震診断員      ②徳島県木造住宅耐震改修施工者等

#### (2) 改修工事施工者

■耐震改修工事は、施工者等が行わなければならない。



### (3) 診断法・評点（改修前）

---

■耐震診断の評点が1.0未満であること

■耐震診断の評点は、以下のいずれかの診断法によって求められたものとする。  
なお、①については「総合評点」が評点で、②～⑤については「上部構造評点」が評点となる。

①2004診断法

②2009診断法

③2014診断法

④改定2014診断法

⑤2021診断法

---

◇改定2014診断法又は2021診断法で再度診断し、評点が1.0未満となったものは要件を満たすとみなす。

### (4) 改修設計法・評点（改修後）

---

■改修設計の結果、評点が1.0以上に向上していること

■改修設計法は、以下のいずれかによること

①改定2014改修設計法

②2021改修設計法（四分割法）

③2021改修設計法（精算法）

④同等改修設計法

---

◇「同等改修設計法」とは以下のものをいう。ただし、この場合は促進委員会の承認を要する。

1) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の2012改訂版に示す各種精密診断法（保有耐力診断法、限界耐力計算による方法等）

2) (一財)建防協が認定した耐震診断プログラム（「ホームズ君」等）

（注）Version4.1以降の「ホームズ君」については、促進委員会の承認済みで、特別な手続きは不要。

3) 建築基準法の現行規定を満たすと考えられる手法等によるもの

◇①～④の改修設計法については、次ページの診断法、補強計画作成の方法及び改修設計法の一覧表参照。

□ 診断法・補強計画作成手法・改修設計法一覧表

	診断法・改修設計法の名称	Wee2012 等とExcel版の組合せ		診断法・改修設計法概要
		イ)Wee2012 等の種類	ロ)使用するExcel版	
耐震診断	改定 2014 診断法	現況診断モードの Wee2012 計算書	「2018 マニュアル・Win10 対応版」耐震診断部分 (P.1 ~ P.9)	イ)の評点をロ)で補正 (*1) し、評点を算出
	2021 診断法	現況診断モードの Wee2012 (Win10) 表 3.1 ルート計算書		同上 (実質的に同じ)
補強計画	改定 2014 改修設計法に準じた方法	補強計算モードの Wee2012 計算書	「2018 マニュアル・Win10 対応版」補強計画部分 (P.12 ~ P.14)	イ)の評点を劣化度 1.0 等を前提にロ)で補正 (*1) し、評点を算出
	2021 改修設計法 (四分割法) に準じた方法	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 表 3.1 ルート計算書		同上 (実質的に同じ)
	2021 改修設計法 (精算法) に準じた方法	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 精算法ルート計算書		イ)の精算法・偏心率法での評点を劣化度 1.0 等を前提にロ)で評点を算出
	同等改修設計法 (ホームズ君) に準じた方法	補強計算モードの ホームズ君計算書		概ね同上
耐震修設計	改定 2014 改修設計法	補強計算モードの Wee2012 計算書	「2018 マニュアル・Win10 対応版」改修設計部分 (P.10 ~ P.11)	イ)の評点をロ)で劣化度特例 (*2) と精算法等で補正 (*1) し、評点を算出
	2021 改修設計法 (四分割法)	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 表 3.1 ルート計算書		同上 (実質的に同じ)
	2021 改修設計法 (精算法)	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 精算法ルート計算書		イ)の偏心率法での評点を、ロ)で劣化度特例 (*2) 等を使用し、評点を算出
	同等改修設計法 (ホームズ君)	補強計算モードの ホームズ君計算書		概ね同上

- (\*1) 必要耐力 (地震力) の値に影響し、評点が変わることがある以下の2つの補正  
 ①実際の床面積に基づく精算法による補正 ②小屋裏面積・短辺幅を考慮する補正
- (\*2) 以下の「改修設計法における独自取扱 (詳細は第4部参照)」のうちの②の取扱  
 ①診断時に「不明壁」としていた壁を改修設計時に  $F_w=2.0\text{kN/m}$  とすることができる  
 ②劣化事象を解消し、かつ、劣化改善工事を行う場合は、改修設計書において劣化低減係数 (dK) を 1.0 とすることができる

## (5) その他の要件（改修後）

■以下の要件をすべて満たすものとする。

1. 過去に耐震改修事業等の補助金の交付を受けていない住宅
2. 補助対象となる住宅内に存在する、高さ1.5m以上のすべての可動家具を耐震金具等で固定すること
3. 感震ブレーカー（分電盤タイプ）を設置すること（一部市町を除く）
4. 普及啓発活動への協力やエシカル消費への取組を行うこと

◇（2.の解説）「すべての」可動家具とは、1階に存在するものだけでなく、対象住宅の内部に存在するものすべてをいう。

◇固定すべき家具（高さ1.5m以上）の主なものは以下のとおり。ただし、ピアノや冷蔵庫は固定すべき家具とはみなさない。

イ) タンス（和、洋）  
ニ) 下駄箱

ロ) 本棚  
ハ) 食器棚  
ホ) 仏壇（倒壊の恐れのあるもの）

◇固定金具の例については、県のホームページ等を参照し、適切なものを選び、適切な施工を行う必要がある。

◇（3.の解説）感震ブレーカーは、原則として認証マーク（一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤認定制度」による）のついた分電盤タイプのものでなければならぬ。

◇（3.の解説）事業計画書に感震ブレーカーを特定する資料（カタログ等）を添付する。

◇（4.の解説）「普及啓発活動への協力」とは、改修工事現場におけるのぼり（幟）の設置や見学会などの実施に対する協力をいう。

◇（4.の解説）「エシカル消費への取組」とは、県産材利用や低コスト工法による廃棄物の削減などをいう。

## 3 その他の注意点

### (1) 改修設計時に判明した事項の取扱

1. 劣化事象や壁の評価等について、改修設計時に判明した事項は、設計内容に反映するものとする。

- ◇ (1. の解説) このような変更が生じたときは、以下のように対応する。
- イ) 事業計画書における「改修前の評点」は変更しないものとする。
  - ロ) 変更等の内容について現況平面図（事業計画書の添付書類）に明示する。

## (2) 増築を伴う耐震改修についての対応

---

1. 木造部分の増築を伴う耐震改修は認める。ただし、建築基準法における各種規定を満たしたものに限る。
  2. 増築工事に関わる費用は補助対象外とする。
- 

- ◇ (1. の解説) 増築がある場合の取扱は以下のとおりとする。
- ・ 促進委員会の承認が必要となる。
  - ・ 確認が必要な区域における10㎡を超える増築を行う場合は、「確認済証」を提出する。

## (3) 特殊な工法による改修設計

---

1. 改修工法は、一般工法と特殊工法に分類し、特殊工法の一部を採用する場合は、促進委員会の承認が必要となる。
  2. 「低コスト工法」は包括認定し、促進委員会の承認は不要とする。
- 

- ◇ (1. の解説) 一般工法とは、筋かいや耐震ボードによる壁補強や基礎の抱合せ補強等の工法をいう。
- ◇ (1. の解説) 特殊工法とは、国や(一財)建防協等の認定等を受けた工法をいうが、そのうち、壁補強の際に壁基準耐力（または壁倍率）に置換できない工法等の場合は、促進委員会の承認が必要となる。
- ◇ (2. の解説) 「低コスト工法」とは、愛知県建築技術災害軽減システム研究協議会が認めた一連の評価技術をいう。その内容は「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」に示されており、ダウンロードも可能である。

#### 4 補助対象の耐震改修工事と費用（補助対象経費の「耐震化工事」）

■補助対象となる耐震化工事として以下のものを認める。

- ①評点を向上させる工事
- ②評点は向上させないが、耐震性能を向上させる工事
- ③以上に伴う除却・復旧工事
- ④評点以外の要件を満たすための工事

■補助対象工事費は、上記①～④に要する費用に経費及び消費税を加えた費用とする。

◇補助対象経費における「耐震化工事」の対象となるものを下表に例示する。

項目		事例等
工事費用	①評点を向上させる工事	・壁補強工事や劣化部の補修・改善工事等
	②評点は向上させないが耐震性能を向上させる工事	・補強室上部（2階床）の火打ち設置工事 ・基礎の軽微なひび割れ補修等の耐久性向上工事 ・危険なＣＢ塀の撤去工事
	③①及び②に伴う除却・復旧工事	・内外装の除却・復旧工事 ・設備機器類の一時撤去と再設置工事
	④評点以外の要件を満たすための工事	・家具固定工事、感震ブレーカ設置工事(*)
その他費用	⑤申請書類等作成費用	
	⑥経費	・①～⑤に伴う経費（組織内設計費含む）
	⑦消費税	・①～⑥に伴う消費税

(\*)感震ブレーカ設置は一部市町では要件とされていない

## 第5章 耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターを設置する「シェルタータイプ」と耐震ベッドを設置する「ベッドタイプ」の2つから成る。なお、2タイプは補助額は異なるが、補助要件等は共通するのでタイプ別に分けずに示す。

### (1) 補助対象の要件

---

■以下の要件をすべて満たすものとする。

1. 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で持家であるもの
  2. 現在居住していること（改修後居住する予定のものを含む）
  3. 耐震診断事業を実施しており、その評点が1.0未満であるもの
  4. 県に認定された耐震シェルター又は耐震ベッドを、住宅の最下階に設置する工事を行うもの。なお、別に定める基準を満たすこと
  5. 高さ1.5m以上の、すべての可動家具を固定するもの
  6. 過去に耐震改修事業等による補助金の交付を受けていないもの
  7. 普及啓発活動への協力など市町村が別に定める要件を満たすもの
- 

◇（4.の解説）耐震シェルターに関する基準である「耐震シェルター・管理チェックシート」を計画検査、中間検査及び完了検査において担当の検査員に提出し、確認を得る必要がある。

### (2) 補助対象住宅の診断法

---

1.耐震診断の結果（改修前の評点）が1.0未満であることは、下記のいずれかの診断法により確認する。

- ①2004診断法
  - ②2009診断法
  - ③2014診断法
  - ④改定2014診断法
  - ⑤2021診断法
- 

### (3) 補助対象工事等

---

■補助対象工事は、耐震シェルター（シェルタータイプ）又は耐震ベッド（ベッドタイプ）の設置に係る工事（関連工事含む）とする。

■補助対象工事費は、上記工事に要する費用にそれに係る経費・消費税等を加えた費用とする。

---

## 第6章 スマート化支援事業

スマート化事業は、以下の2つの工事から成る。なお、②の「リフォーム工事」に取り組むためには、①の「スマート化工事」を実施することが前提となる。

- ①少なくとも1つは取り組むべき「スマート化工事」
- ②補助対象となるが、取り組むか否か、又、取り組む工事種別が任意である「リフォーム工事」

### (1) 補助対象の要件

---

■以下の2つの要件を満たすものとする。

1. 耐震改修事業又はシェルター事業と組み合わせて実施すること。すなわち、スマート化事業は単独では利用できないこと
  2. 少なくとも1つの「スマート化工事」に取り組んでいること
- 

### (2) 「スマート化工事」に関する注意点

---

■以下の要件をすべて満たすものとする。

1. スマート化工事は、住まいのスマート化を図るものとして情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）を活用した設備を設置する工事種別に限ること
  2. 取り組む工事種別のスマート化工事に関する資料を事業計画書に添付すること
- 

◇（1.の解説）スマート化工事として知事が認める工事種別の例は以下のとおり。

- ①高齢者等の見守り機能付き節水トイレの設置工事
- ②高齢者等の見守りセンサーの設置工事
- ③スマートロックの設置工事（玄関ドアの更新工事を含む）
- ④遠隔確認機能付き宅配ボックス設置工事
- ⑤地震計の設置工事
- ⑥その他情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）を活用した設備を設置する工事として知事が認める工事

◇（2.の解説）スマート化工事に関する資料とは、製品カタログ等のコピーをいう。

### (3) 「リフォーム工事」に関する注意点

■ 「リフォーム工事」として以下の工事を認める。

- ①省エネルギー化に資すると知事が認める工事
- ②バリアフリー化に資すると知事が認める工事
- ③その他特に知事が認める工事

◇補助対象となるリフォーム工事の事例等を以下に示す。

□省エネルギー化工事による事例

内装工事	・床、壁及び天井の断熱材新設・取替え
トイレ・浴室工事	・洋式便器の取替え      ・浴槽の設置・取替え
建具・開口部工事	・強化ガラス・複層ガラスへ入替え      ・内窓の設置

□バリアフリー化工事による事例

(注) 介護保険法等の住宅改修に関する補助金との併用は不可。

内装工事	・段差の解消工事・改修工事      ・玄関式台の改修 ・室内・階段の手すり取付
トイレ・浴室工事	・和式トイレから洋式トイレへの改修 ・水洗トイレへの改修・変更      ・手すりの設置

□その他の工事による事例

屋根工事	・屋根材の葺替え・塗替え ・屋根の下地材の補修・取替え ・バルコニー床に防水新設・既設改修 ・横樋・縦樋の取替え・修繕
内装工事	・床仕上げ材の取替え・補修      ・畳の取替え・表替え ・壁・天井の貼替え      ・室の和洋間の模様替え ・間取りの改修
外装工事	・塗替え・塗装の新設      ・外壁の張替え・塗替え・補修 ・外壁下地補修・取替え
基礎・土台工事	・基礎・土台の補強・修繕・取替え ・土台等の補修・取替えを含むシロアリ駆除
建具・開口部工事	・雨戸・サッシ・建具の取替え ・障子・ふすまの貼替え
台所工事	・システムキッチンの設置・取替え ・流し台・換気扇の新設・取替え
浴室・洗面室工事	・床・壁・天井の仕上げ材の取替え・補修 ・換気扇の取替え      ・洗面化粧台の設置・取替え
その他住宅設備工事等	・コンクリートブロック塀の撤去等 ・補助対象工事に伴う給排水設備工事 ・下水道接続工事



□補助対象外になる事例

- ・面格子の取替え・新設
- ・家具、家電、カーテンなどの購入経費
- ・ケーブルテレビ等スマート化に資さない配線工事
- ・サンルームの設置
- ・シロアリ駆除のみ
- ・新築、増築、改築工事
- ・塀、門扉、造園等の外構工事
- ・浄化槽設置工事

(4) 補助対象工事・補助対象工事費に関する注意点

---

- 補助対象工事は、「スマート化工事」及び「リフォーム工事」から成る。
  - 補助対象工事費は、「スマート化工事」及び「リフォーム工事」に要する費用にそれぞれの経費と消費税等を加えた費用とする。
- 

## 第7章 住宅の住替え支援事業

(1) 補助対象住宅の要件

---

- 以下の要件をすべて満たすものとする。
    1. 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
    2. 現在居住していること
    3. 耐震診断事業を実施しており、その評点が0.7未満であるもの
    4. 過去に耐震改修事業等の補助金の交付を受けていないもの
- 

(2) 補助対象住宅に関する注意点等

---

1. 耐震診断の結果（改修前の評点）が0.7未満であることは、下記のいずれかの診断法により確認する。
    - ①2004診断法
    - ②2009診断法
    - ③2014診断法
    - ④改定2014診断法
    - ⑤2021診断法
  2. 対象住宅は、現に居住しているだけでなく、現地での建替えまたは県内で住替えを行うものとする。
-

### (3) 補助対象工事・補助対象工事費に関する注意点

---

1. 補助対象工事は、補助対象住宅のすべてを除却する工事とする。
  2. 補助対象工事費は、上記除却工事に要する費用にそれに関する経費・消費税等を加えた費用とする。
- 

- ◇ (1. の解説) 耐震診断を行った住宅部分の内、昭和56年5月31日以前に着工された部分の除却工事が補助対象となる。ただし、耐震診断を行った住宅部分はその全体を除却しなければならない。
- ◇ (1. の解説) バルコニーや簡便な構造の下屋など補助対象となる住宅本体に付属する部分の除却工事は補助対象とすることができる。
- ◇ (1. の解説) 門、塀、車庫、倉庫等の建物及び外構等は対象としない。ただし、危険な状態であるCB塀の撤去等は補助対象とすることができる。

### (4) その他の注意点等

---

1. 補助対象工事を行える者は、解体業者等とする。
  2. 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に従い、届出等を適切に行う。
  3. 建築基準法に従い、除却届を提出する。
- 

- ◇ (1. の解説) 「解体業者等」は、以下の2つを満たした者である。
  1. 徳島県内に本店または営業所を有する事業所に属する者
  2. 建設業許可または解体工事業登録をした事業所に属する者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による）
- ◇ (2. の解説) 解体業者等は、建設リサイクル法の届出が必要な場合（除却面積が80㎡以上）は、特定行政庁の建築担当窓口へ届出書を提出する。
- ◇ (2. の解説) 解体業者等は、適切に分別解体を行い、その完了書類（マニフェストE票（又はD票））を取得する。
- ◇ (3. の解説) 解体業者等は、建築基準法の規定に従い、除却届を特定行政庁の建築担当窓口へ提出する。
- ◇ 住替え事業の完了検査時には、以下の書類等を担当検査員に提示し、内容を確認してもらう。また、完了確認書及び工事写真集（3部）は提出する。
  - ①分別解体のマニフェスト（E票（又はD票））
  - ②建設リサイクル法に関する届出書
  - ③建築基準法の除却届